

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内460番地

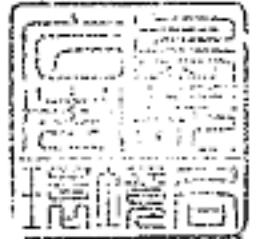
氏名 株式会社カンサイ  
代表取締役 川本 義二  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成27年 3月22日

許可の有効期限 平成34年 3月21日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり



2. 事業の用に供する全ての施設  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H10. 2. 4	変更許可	H17. 3. 28	更新許可
H11. 3. 30	変更許可	H21. 12. 16	変更許可
H12. 3. 22	更新許可	H27. 3. 25	更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (焼却) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、 のを除く。)&及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、 板を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物 及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (中和) この欄以下余白	廃酸 廃アルカリ (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (破砕) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石綿含 有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (圧縮) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 金属くず (これらのうち廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電 池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である ものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (発酵) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (溶解) この欄以下余白	廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石綿含有産業廃棄物 及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (移動脱水) 以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

禁複写

複写